

令和7年度第1回函館市行政不服審査会会議録	
開催日時	令和7年（2025年）6月26日（木）午後1時30分
開催場所	函館市役所8階大会議室
議題	<p>1 会長および副会長の選出について（公開）</p> <p>2 部会の委員の指名について（公開）</p> <p>3 その他（公開）</p>
出席委員	永盛 恒男 委員 木下 元章 委員 小形 雅晴 委員 本間 裕邦 委員 伊藤 泰 委員 木立 克男 委員
欠席委員	なし
事務局の出席者の職氏名	総務部文書法制課長 野呂 健尚 総務部文書法制課主査 寺崎 皇紀 総務部文書法制課主任主事 須田 成美
傍聴者	なし



	(開会 午後1時30分)
事務局	<p>ただいまから、令和7年度第1回函館市行政不服審査会を開会します。</p> <p>今回の会議は、委員改選後初めての会議となりますので、会長および副会長が選出されるまでの間、事務局が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、審査会委員の御就任につきまして快く御承諾をいただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>また、日頃から本市の行政不服審査制度の運用に当たりまして、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、今後とも行政不服審査制度の適切な運用に御協力賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>続きまして、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。</p> <p>函館市行政不服審査会委員の任期は3年となっておりまして、令和7年3月31日をもちまして任期が満了となりましたことから、改めまして令和7年4月1日付で、御委嘱を申し上げたところでございます。</p> <p>なお、北海道税理士会から御推薦の委員につきましては、新たに小形委員に御就任いただいたところでございます。</p> <p>(各委員を紹介)</p> <p>(事務局各職員を紹介)</p> <p>(配付資料を確認)</p> <p>本日の議題につきましては、その他を入れまして3点となっております。</p> <p>はじめに1、会長および副会長の選出についてでございます。</p> <p>函館市行政不服審査法施行条例第5条第2項に会長および副会長は、委員の互選により定めると規定してございますので、委員の皆様の互選により、会長および副会長をお選びいただきたいと存じます。</p> <p>この互選の方法につきましては、差し支えなければ、委員の皆様方の推薦によりまして、決定したいと存じますが、この方法でよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>御異議がないようですので、会長と副会長の推薦を受けたいと思いま</p>

	<p>ですが、御発言はございますでしょうか。</p>
伊藤委員	<p>これまでの顕著な実績に鑑みまして、引き続き、会長については永盛委員を、また副会長については本間委員を推薦させていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>ただいま伊藤委員から、会長に永盛委員、副会長に本間委員との推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がないようですので、会長は永盛委員に、副会長は本間委員に決定させていただきます。</p> <p>永盛会長、本間副会長には、それぞれ会長席、副会長席にお移りいただきますようよろしくお願いします。</p> <p>それでは、これから議事運営につきましては、行政不服審査法施行条例第6条第2項の規定に基づきまして、会長が議長となって進めさせていただくことになりますので、永盛会長よろしくお願ひいたします。</p>
永盛会長	<p>それでは一言御挨拶を申し上げたいと思います。</p> <p>ただいま、委員の皆様の御同意を得まして、引き続き会長を務めることになりました改めまして永盛でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>行政不服審査会は、行政庁の処分または不作為についての審査請求の裁決の客觀性、公正性を高めるため、実施機関の諮問に応じて、審理員が行った審理手続の適正性あるいは法令解釈を含め、審査庁の判断の妥当性をチェックする機関でございます。不服申立制度において、大変重要な役割を担っているものと認識しております。</p> <p>これまでの経験を踏まえて、函館市における行政不服審査制度がより適正に図られるよう、精一杯会長の職を務めてまいりたいと存じますので、委員の皆様の御協力をお願い申し上げ、御挨拶といたします。</p> <p>副会長から何かありますか。</p>
本間副会長	<p>会長を補佐して事故なくいければよいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
永盛会長	<p>それでは次の議題に入りたいと思います。</p> <p>はじめに、これから会議の公開、非公開についてお諮りをしたいと思います。本日の会議には、特定の個人が識別されるような個人情報が</p>

	<p>含まれておりません。したがいまして、会議は公開で行うということで御異議ございませんでしょうか。</p> <p>これは、公開ということはもちろんネットで公開ということを含めての話ですよね。</p>
事務局	<p>会議録はネットで公開されます。</p>
永盛会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは公開という形でよろしくお願ひをしたいと思います。</p> <p>それでは、議題の2、部会の委員の指名について、事務局から御説明いただきたいと思います。</p>
事務局	<p>函館市行政不服審査法施行条例第7条第1項において、審査会は、委員のうちから審査会が指名する者3人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議するとなつてございます。</p> <p>また、その合議体につきましては、函館市行政不服審査会運営要領第2条第2項において、部会に属すべき委員は、会長が指名する。ただし、会長および副会長は同じ部会に属さないものとするとなつてございます。</p> <p>今回、委員が改選となりましたので、会長から各部会の委員を御指名いただきたいと存じます。</p>
永盛会長	<p>各委員の選出分野を考慮いたしまして、第1部会には私と小形委員、木下委員、第2部会には本間副会長、伊藤委員、木立委員を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>御異議がなければ、このような形で部会を構成したいと思います。</p> <p>また、事件の取扱いにつきましては、運営要領第9条により会長が定めることとなっておりまして、引き続き第1部会から順次割り当てていくこととしたいと思います。</p> <p>今後、諮問があった場合には、第1部会から取り扱うことになりますので、よろしくお願ひを申し上げます。</p> <p>次に、議題3、その他について、事務局から御説明をいただきたいと思います。</p>
事務局	<p>行政不服審査法に基づく審査請求申立の状況等について御説明申し上</p>

げます。

平成28年4月1日に改正行政不服審査法が施行されて9年が経過しました。この間、函館市では審査請求に対し、27件の裁決を行っております。

資料の1の審査請求に係る対象処分についてでございますが、土地区画整理法に係る処分に対する審査請求が9件、以下、生活保護法関連が4件、函館市情報公開条例関連が4件、地方税法関連が3件、函館市個人情報保護条例関連が2件、身体障害者福祉法関連、住民基本台帳法関連がそれぞれ1件ずつ、その他法令等に基づく処分に当たらないものが3件でございまして、計27件となってございます。

なお、情報公開、個人情報の開示、訂正等に係る処分に対する審査請求につきましては、情報公開・個人情報保護審査会において調査審議を行うこととなっておりまして、本審査会の調査審議の対象外となってございます。

次に、2の諮問に対する行政不服審査会の答申の結論でございます。これまでに行政不服審査会に諮問された事案は7件でございまして、諮問に対する審査会答申の結論といたしましては、棄却の答申が6件、一部認容の答申が1件となっております。

なお、これらについては、何れも審査会答申の結論のとおり裁決されております。

次に、3の審査請求に対する裁決の結論でございますが、27件の裁決の内訳ですが、却下裁決が10件、棄却裁決が12件、全部認容の裁決が2件、一部認容の裁決が3件となっております。

却下の裁決を行いました10件につきましては、法で定められた請求期間を経過した後に請求されたもの、処分に対する審査請求ではないもの、対象処分が取り消されたものなどでございます。

棄却の裁決を行った12件につきましては、本審査会の答申において棄却としたもの6件のほかに、情報公開・個人情報保護審査会の答申において棄却としたものが4件、審査請求人が諮問を希望しなかったものが1件、本審査会が定めた諮問を不要と認める場合、他の専門の機関の議を経ている事案に該当したものが1件でございまして、計12件となってございます。

	<p>全部認容の裁決は2件となっております。</p> <p>一部認容の裁決を行った3件につきましては、本審査会の答申において一部認容としたもの1件のほかに、情報公開・個人情報保護審査会の答申において一部認容としたものが2件ございまして、計3件となっております。</p> <p>以上行政不服審査法に基づく審査請求申立の状況等について御説明申し上げました。</p>
永盛会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員の先生方から、ただいまの御報告につきまして、何か御意見ございましたか。</p> <p>27件ございますが、ここ最近の件数は多いのでしょうか、少ないのでしょうか。</p>
事務局	<p>平成28年度からの合計として27件ございまして、令和7年度に今の時点で1件、令和6年度は該当なし、令和5年度は2件という状況でして、最近の状況としましては年1件、2件というところです。</p>
永盛会長	<p>具体的な内容というのは次のページということでよろしいですね。委員の先生方はお時間がございましたらこれをご覧いただければと思います。</p> <p>行政不服審査会は非常に重要な審査会でございますので、事案がございましたらよろしく御審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>議案の審議はこれで終了でございます。その他何か委員の先生方からございますか。</p> <p>事務局のほうから何かござりますか。</p>
事務局	<p>何もありません。</p>
永盛会長	<p>それではこれで本日の審査会を終了したいと思います。本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。</p>
	<p>(閉会 午後1時52分)</p>